【 画像診断 】

678 大腸CT撮影加算(大腸癌疑い)の算定について

《令和7年9月30日》

〇 取扱い

他の検査で大腸癌が疑われる患者に対するコンピューター断層撮影 (CT撮影) の告示「注7」大腸CT撮影加算の算定は、原則として認められる。

〇 取扱いを作成した根拠等

E200 コンピューター断層撮影(CT撮影)の告示「注7」大腸CT撮影加算については、厚生労働省通知*に「他の検査で大腸悪性腫瘍が疑われる患者に対して、「1」の「イ」又は「ロ」として届出を行っている機器を使用し、大腸のCT撮影を行った場合に算定する。(略)」と示されている。

以上のことから、他の検査で大腸癌が疑われる患者に対するコンピューター断層撮影(CT撮影)の告示「注7」大腸CT撮影加算の算定は、原則として認められると判断した。

(※)診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について